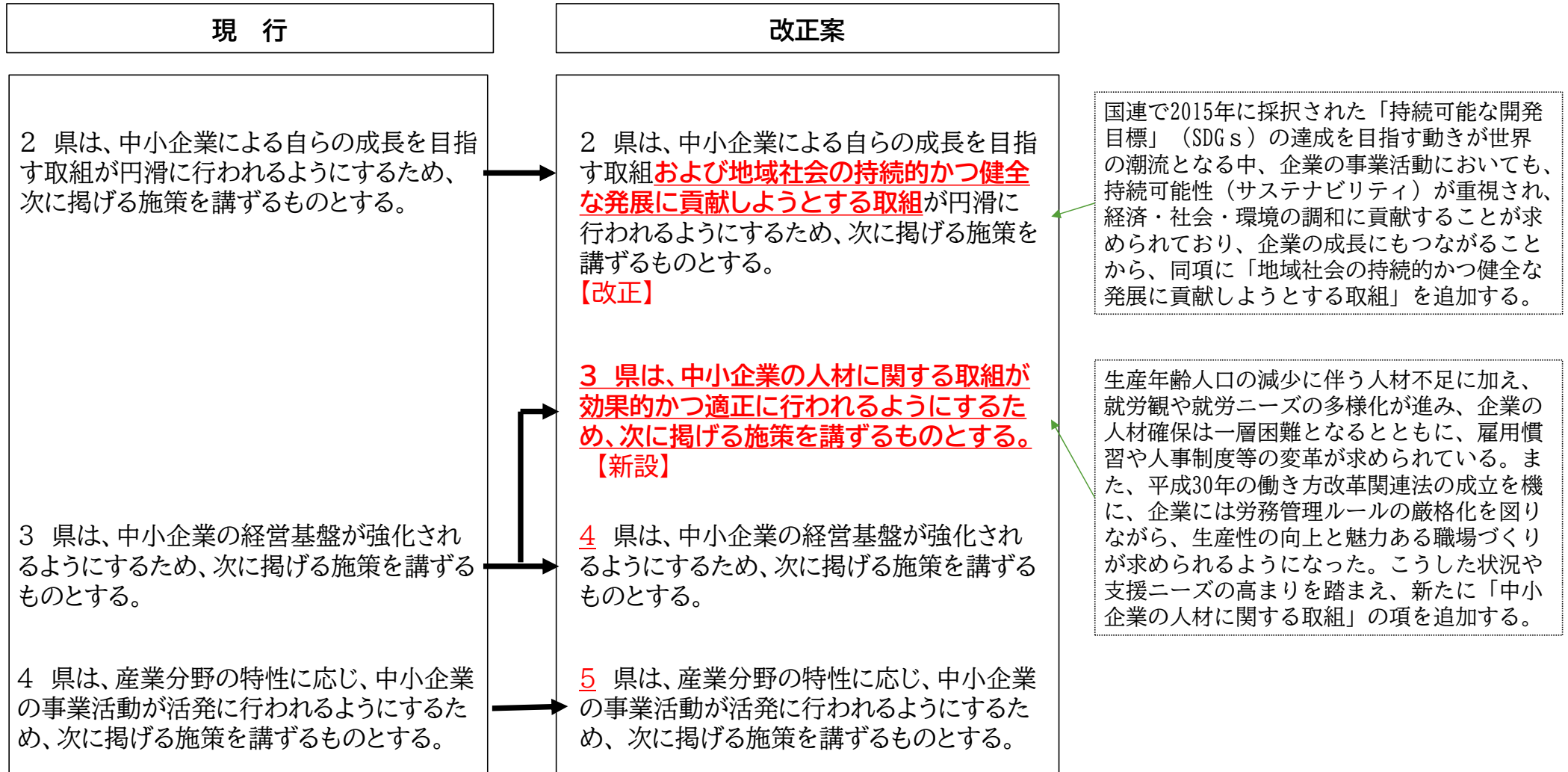


第8条の中小企業活性化施策の基本を再編する。

第2項に「地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組」を追加し、新第3項に「中小企業の人材に関する取組」を追加する。



第8条「中小企業活性化施策の基本」の改正（案）

現 行	改正案	
<p>2 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化</p> <p>(1)成長発展分野における参入・事業活動の促進 (2)県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進 (3)海外展開の促進</p>	<p>2 中小企業による自らの成長を目指す取組、地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組の円滑化</p> <p>(1)(2)(3) (4)地域社会の課題解決の促進【新設】 地域社会に存する課題に対応した新たな製品、技術および役務の開発に対する支援、これらの開発に関する普及啓発その他の方法により、当該課題の解決に資する中小企業の事業活動の促進を図ること。 (5)創業および新たな事業の創出の促進【新設】 創業に向けた環境の整備、創業に関する気運の醸成、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。</p>	<p>SDGsや脱炭素の実現を目指す動きが世界の潮流となり、中小企業においても地域社会の課題をビジネスで解決することが求められており、そのための製品や技術、サービスの開発が新たなビジネスチャンスにもつながることから、「地域社会の課題解決の促進」を追加する。</p>
<p>3 中小企業の経営基盤の強化</p> <p>(1)人材の確保および育成 (2)資金供給の円滑化、経営改善、危機管理、事業承継 (3)創業および新たな事業の創出の促進 (4)受注機会の増大</p>	<p>3 中小企業の人材に関する取組</p> <p>(1)人材確保【新設】 雇用に関する情報の提供、中小企業における多様な人材の就労の機会の提供その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保の促進を図ること。 (2)人材育成【新設】 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発および向上の促進その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の育成の促進を図ること。 (3)魅力ある職場づくりの推進【新設】 労働者が個々の事情に応じて意欲を持って働くことができる就業環境の整備に対する支援、勤務条件の改善に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の魅力ある職場づくりの推進を図ること。</p>	<p>令和2年3月に策定した滋賀県産業振興ビジョン2030では、「新たなチャレンジが日本で一番行いやすい県」、「社会的課題をビジネスで解決し続ける県」の実現を目指しており、そのため社会課題の解決につながる起業の支援や、滋賀発成長産業の発掘・育成に向けた「滋賀テックプランター」を実施しているところ。これらの取組は地域社会の課題解決にもつながることから、同項に「創業および新たな事業の創出の促進」を追加する。</p>
		<p>採用や離職防止等に係る「人材の確保」と、能力伸展・開発・転換や人材の輩出等に係る「人材の育成」は、それらの取組が異なることから、「人材の確保」と「人材の育成」の2つに分けて追加する。</p>
		<p>働き方改革関連法の施行に加え、コロナ禍を経てテレワークや副業・兼業等の働き方に対する人々の意識や働き方そのものの変化が生じている中で、仕事と生活（子育て、介護等）の調和への支援等を通じた「働きやすさ」の整備や、労働者が「働きがい」をもって意欲的に働ける労働環境を整備することにより、労働生産性の向上を図ることが求められていることから、こうした多様な働き方の実現による「中小企業の魅力ある職場づくりの推進」を追加する。</p>
		<p>中小企業においては、物価高騰や急激な為替変動等に対応し、経営の維持を図るための支援が必要であることから「経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持」を追加する。</p>
		<p>中小企業の経営者の高齢化が進み、事業承継の必要性が増大していることから、「事業承継の促進」を追加する。</p>
		<p>大規模化する自然災害や感染症への対策に加えて、インターネット活用の広範化によるサイバー攻撃、サプライチェーンの複雑化に伴う財産保護の対応が求められるなど、事業継続や危機管理の重要性が増大していることから、「危機管理能力の向上」を追加する。</p>
	<p>4 中小企業の経営基盤の強化</p> <p>(1)資金供給の円滑化、経営改善【改正】 資金の供給の円滑化、経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持および改善に関する支援体制の整備その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。 (2)事業承継の促進【新設】 事業および技術の円滑な承継に対する支援体制の整備、これらの承継に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の事業および技術の承継の促進を図ること。 (3)受注機会の増大 (4)危機管理能力の向上【新設】 自然災害、感染症等への対策に対する支援、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の推進に関する情報の発信、知的財産の保護の推進その他の方法により、中小企業の危機管理能力の向上を図ること。</p>	